

国臨協関信支部表彰規程

(規程)

- 第 1 条 国立病院臨床検査技師協会関東信越地方支部（国臨協関信支部）の行う表彰は、この規程の定めるところによる。
2. 国臨協関信支部表彰規程第 2 条における各号の表彰は、理事会で必要と認めたものとする。

(基 準)

- 第 2 条 この会の会員で次の各号に該当するものは、本基準により表彰する。
- 1) 支部学会の発表演題の中より、学術的に価値あると認められたもの
 - 2) 支部学会の発表演題の中より、会員施設または地区会の取り組み等で、価値あると認められたもの
 - 3) 支部学会の発表演題の中より、業務経験が少ない会員が業務の取組み等で、価値あると認められたもの（業務経験が少ない会員とは、概ね 5 年以下とする）
 - 4) この会の発展及び運営に、広く貢献し事業に寄与したもの
 - 5) 上記該当者は、別に定める国臨協関信支部表彰規程（内規）による

(推 薦)

- 第 3 条 学会賞選考委員、または地区会会长および支部長は表彰に値すると認めたものを推薦することができる。

(選 考)

- 第 4 条 表彰者の選考は、学会賞選考委員会、または常任理事会で行うものとする。
2. 学会賞選考委員会は支部長が委託し、学術委員会委員長、学術委員会副委員長、部門長（血液・生化学・血清・輸血・一般・微生物・病理・生理）より選抜した 2 名、国臨協関信支部副支部長（学術担当）1 名をもって構成する。
 3. 支部長または学会賞選考委員長は必要と認めた場合、委員以外の意見を聴取し、資料の提供等を求めることができる。

(表 彰)

- 第 5 条 表彰は表彰状に副賞を添えて、支部学会において授与することを原則とする。
2. 支部学会学術奨励賞および支部学会特別賞の受賞者施設には、表彰状を授与することができる。

(雑 則)

第 6 条 この規程の改廃は、常任理事会において決める。

(附 則)

この規程は平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

平成 17 年 6 月 17 日 一部改正

平成 19 年 7 月 1 日 一部改正

平成 23 年 6 月 11 日 一部改正

平成 28 年 7 月 30 日 一部改正

平成 29 年 6 月 9 日 一部改正

令和 元年 6 月 8 日 一部改正

令和 6 年 3 月 23 日 一部改正

国臨協関信支部表彰規程（内規）

第 1 条 国臨協関信支部表彰規程第 2 条 1) による該当者は、支部学会学術奨励賞として選考されたもの。

第 2 条 国臨協関信支部表彰規程第 2 条 2) による該当者は、支部学会特別賞として選考されたもの。

第 3 条 国臨協関信支部表彰規程第 2 条 3) による該当者は、支部学会新人賞として選考されたもの。

第 4 条 国臨協関信支部表彰規程第 2 条 4) による該当者は、下記の経歴及び貢献者とする。但し、国立病院臨床検査技師協会表彰規程、国立病院臨床検査技師協会表彰規程（内規）に基づき表彰される被表彰者は除く。

- 1) 支部長、副支部長、事務局長、相談役としての経験を有するもの
- 2) 支部理事（特任を含む）、監事（会計監査を含む）、役員推薦委員、顧問を通算 5 年以上の経験を有するもの
- 3) 地区会会长、地区会理事を通算 5 年以上の経験を有するもの
- 4) 本会事業の委員として通算 5 年以上の経験を有するもの
- 5) 本会運営広く貢献したと認められ推薦されたもの
- 6) 2) から 4) については、経験を合算して通算として 10 年以上を有するもの

第 5 条 国臨協関信支部表彰規程第 2 条 4) による推薦は、所定の様式により原則として退職（定年退職を含む）の 1 年前より推薦を受け付ける。

2. 原則として支部学会の 2 か月前までに支部長に届け出るものとする。

第 6 条 この内規の改廃は常任理事会において決める。

附 則 この内規は平成 17 年 6 月 17 日から施行する。

平成 19 年 7 月 1 日 一部改正

平成 23 年 6 月 11 日 一部改正

平成 28 年 7 月 30 日 一部改正

令和 6 年 3 月 23 日 一部改正